平成２２年（フ）第２０４６号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目７番11号
債務者　杉本　真弓（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６６号
堺市西区鳳東町７丁800―６　コートハウスヨーク401、住民票上の住所堺市西区鳳北町９丁520番地１　206号
債務者　長谷　弘文
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５号
北海道滝川市明神町４丁目８番24―502号ブリックコートⅠ
債務者　大槻　道子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目７番１―203号
債務者　齋藤　謙二
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
仙台市青葉区台原５丁目５番12号
債務者　荒井　常夫
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
仙台市太白区鹿野３丁目17番37号　エクセレントエルム101
債務者　猿舘真智子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
秋田市広面字蓮沼41番地　市営住宅２棟12号
債務者　髙橋奈緒子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
秋田市桜４丁目９番17号　ステージ桜102
債務者　鈴木　　馨
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
秋田県男鹿市船越字根木341番地４
債務者　大関ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０号
福島県会津若松市北会津町水季の里２番地、前住所福島県会津若松市表町２番64号　第二サニーハイツ307号
債務者　蓮沼　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
茨城県筑西市神分533番地２
債務者　平田　　進
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１号
茨城県古河市けやき平１丁目19番地１
債務者　都筑　和子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７号
茨城県常総市坂手町1081番地
債務者　野口　富男
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８号
茨城県桜川市真壁町塙世1153番地２
債務者　山中　順子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９号
茨城県結城市大字鹿窪1325番地６　市営鹿窪住宅41号
債務者　輪島　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０号
茨城県筑西市二木成996番地　野沢ハイツⅡ106
債務者　戸上　邦三
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１号
茨城県結城市大字東茂呂1396番地24
債務者　川田　　勉
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２号
茨城県坂東市桐木993番地、前住所千葉県柏市南増尾８丁目７番７号
債務者　小林　　順
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部